

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金について

1. 概要

飲食店が『ひなた飲食店認証』を取得するために必要な換気設備の設置・付替え等に要する費用を補助します。

補助対象者	ひなた飲食店認証の申請をする飲食事業者 ※ひなた飲食店認証の対象事業者の詳細は 県HPをご確認ください。 【検索方法】:「宮崎県 ひなた飲食店認証」
補助対象経費	ひなた飲食店認証基準に沿った(必要換気量を満たす)換気設備で、客席の換気を行う換気設備の設置・改修工事
補助額	1事業者当たり上限50万円
受付期間	令和4年5月9日(月)～令和4年10月31日(月) ※予算の状況により、令和4年10月31日を待たずに受付を終了する場合があります。

2. 申請方法

申請書の入手方法	県HPからダウンロードできます。 インターネットやプリントアウトの環境がない場合は、以下の問合せ先にご相談ください。
申請方法	申請は郵送のみで受け付けます。 申請書のほか、「営業許可証の写し」など必要な添付書類をあわせて提出してください。
送付先	〒880-0802 宮崎市別府町2-12 建友会館 飲食店認証サポートセンター
留意事項	当該補助金の申請は原則一回限りです。

3. 問合せ先

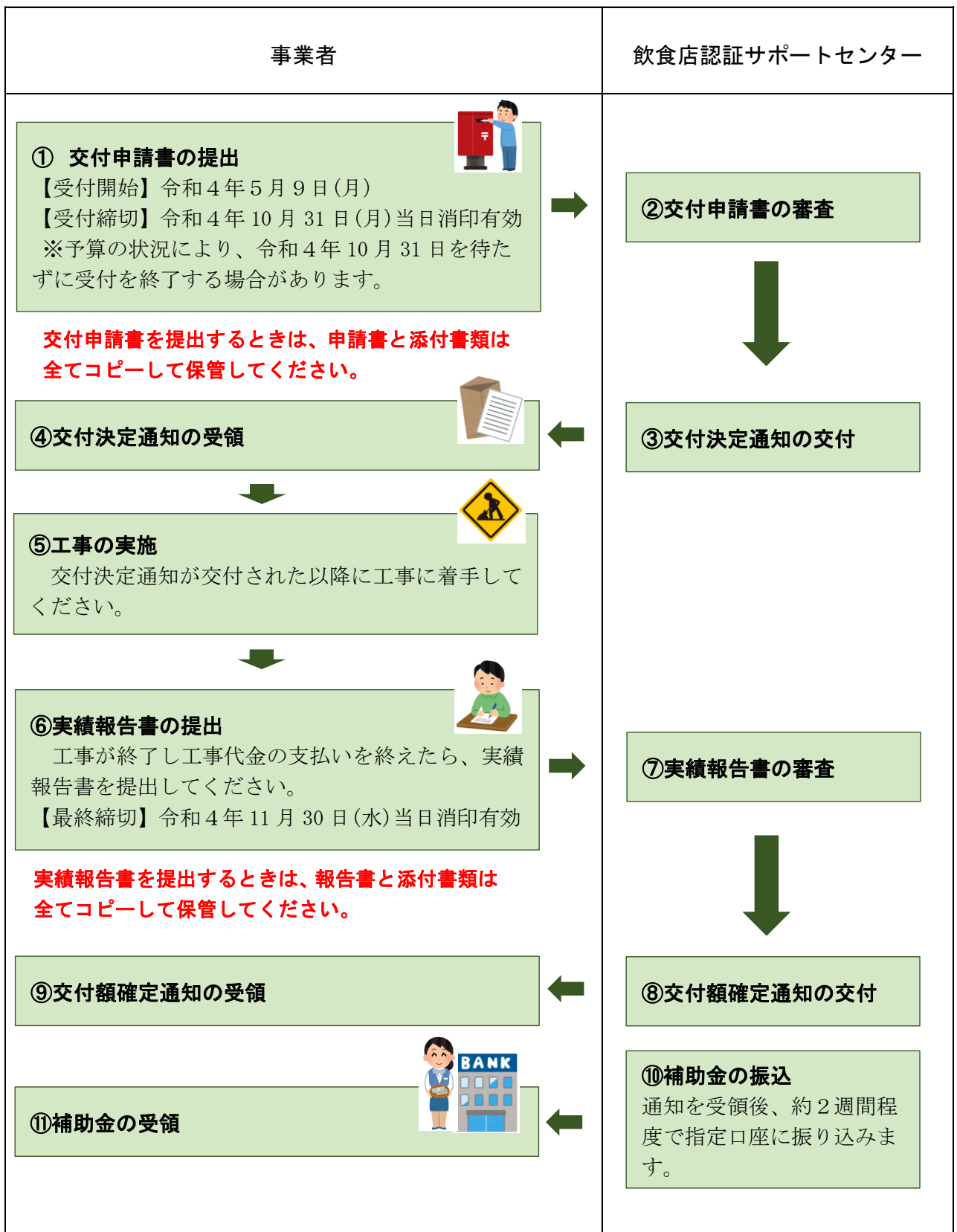
飲食店認証サポートセンター

TEL:0985-41-8853(平日午前10時～午後4時)

ひなた飲食店認証とは？

宮崎県が定めた感染予防対策を実践している飲食店事業者を県が確認して認証するもので、県内外の利用者が安心して飲食を楽しむことができる環境を整備することを目的としたものです。





留意事項

- ① 工事内容を変更しようとする場合は、変更前にセンターに報告し、その指示に従ってください。
- ② 補助金の交付が受けられるのは1事業者あたり原則1回限りです。
- ③ 県又はセンターから検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じる必要があります。
- ④ 補助金に関する支出書類は令和11年4月1日まで保存してください。
- ⑤ 補助金を受けて取得した設備は、定められた期間が経過するまで、譲渡や取り壊しなどはできません。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合、その他、公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。